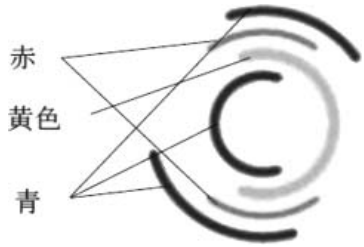
二十五



二十六　Център за преводи за органите на Европейския съюз

二十七　Ionad Aistriúcháin Chomhlachtaí an Aontais Eorpaigh

二十八　Prevoditeljski centar za tijela Europske unije

二十九　Centrul de Traduceri pentru Organismele Uniunii Europene

附　則

この省令は、令和八年二月二十日から施行する。

法規的告示

○海上保安庁告示第二号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月二十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 62　なにわ （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 62　いしがき （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 53　きびかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 53　きびかぜ CL 54　なちかぜ （略）